

平成 24 年 4 月 26 日(木)

【うちエコ診断総合事務局】

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット
(全国地球温暖化防止活動推進センター)

【民間試行管理事務局】

株式会社エックス都市研究所

平成 24 年度家庭エコ診断推進基盤整備事業
民間企業等試行実施事業に関する公募要領

環境省では、平成 23 年度より「家庭エコ診断推進基盤整備事業」において、各家庭のエネルギー利用状況等を診断した上で、中立性、信頼性を確保したきめ細やかなアドバイスを行うサービス普及のための基盤整備を行っております。

その一環として、環境省から委託を受けた一般社団法人地球温暖化防止全国ネット及び株式会社エックス都市研究所（以下「事務局」という。）は、家庭エコ診断を試行的に実施・検討を行うことを希望する民間企業等の公募を以下のとおり実施します。

1. 募集の目的

地球温暖化対策に係る中長期目標の達成に向けて平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」において、「環境コンシェルジュ制度」の創設が位置付けられており、その中で国民が家庭において実際の削減対策を行動に移すために、各家庭のエネルギー利用状況等を診断した上で、中立性、信頼性を確保したきめ細やかなアドバイスの実施が求められています。

このような取組を速やかに普及させるためには、公平かつ正確なアドバイスの確保のための診断ツールを開発するとともに、これらの診断事業が地方公共団体や民間企業等において適切に実施できるようにすることが必要です。

これらを受け、「平成 24 年度家庭エコ診断推進基盤整備事業」では、民間企業等による家庭エコ診断の試行実施を行うこととし、自社の取組やサービスにおいて「うちエコ診断」を含む家庭エコ診断を行っていただける民間企業等を募集します。

※「うちエコ診断」とは

「うちエコ診断」は、受診家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに、環境省が用意する専用ソフトを用いて、各家庭の年間エネルギー使用量や光熱費、お住まいの気候やご家庭のライフスタイルに合わせて無理なくできる省 CO₂・省エネ対策をご提案するものです。（詳細は応募説明会にて説明します。）

2. 説明会の開催

応募参加者に対して、説明会を実施します。

(1) 日時 平成24年5月9日(水) 10:00~12:00

(2) 場所 東京都港区新橋1丁目18-1 航空会館 502号室

※1 公募説明会への参加は応募の必須要件といたしませんが、できるだけ参加いただくようお願いいたします。応募申請書には「うちエコ診断」に関する経験や理解度に関する項目があります。

※2 説明会に出席される方は、5月7日(月)17時までに、出席者の氏名・職業・連絡先(電子メールアドレス、電話番号、FAX番号)を明記の上、事務局(uchieco-m@exri.co.jp)まで、電子メールにて事前に申し込みください。件名は「**【出席希望】民間企業等試行実施事業公募説明会**」としてください。

※3 参加人数は、会場の関係で1社最大2名までといたします。

3. 事業内容

募集する家庭エコ診断(「うちエコ診断」含む)事業試行実施民間企業は、次に示すタイプ1~3の3つの実施事項のうち、いずれかを選択して事業を実施するものとします。

【タイプ1】「うちエコ診断」と自社業務との関連が高く、自社サービスの一環として「うちエコ診断」を実施できる企業等

(1) 対象

住宅関連商品・サービスや環境関連商品・サービスの提供など、「うちエコ診断」との関連が高い業務を行っている企業等で、自社サービスの一環として「うちエコ診断」を実施できる企業が対象。

(例) 建築工事・リフォーム等関連業、住宅設備・電気機械器具等販売関連業、エネルギー関連業 等を想定しますが、これに限りません。

(2) 事業内容

① 診断員の選定と養成

「うちエコ診断」を自社サービスの中で実施するために、自社の従業員の中からうちエコ診断員を養成していただきます。なお、養成にあたっては、事務局が指定するスケジュール、研修内容によって実施していただきます。(時期は平成24年6月中旬、場所は東京、大阪の2ヶ所での開催(参加状況を踏まえ判断)、期間は2日間で1日目は9時頃からの開始を予定)

また、研修の最後には、認定試験(筆記試験及びロールプレイング試験)を実施し、うちエコ診断員としての技術を習得した研修会参加者を診断員として認定するものとします。なお、診断員の人数は、③に後述する実施世帯数を考慮して設定ください。

②顧客に対する受診希望者の募集

「うちエコ診断」を受診する家庭を募集し、受診者及び社内のうちエコ診断員との日程調整等を行っていただきます。したがって、これらの調整や診断の管理を行う担当を設けることが望ましいと考えられます。

③診断の実施

実施いただく診断は、基本的に1. 診断前（事前アンケート）、2. 診断（診断の実施、満足度調査）、3. 診断後（事後調査）の一連の調査により構成されます。また、1つの民間企業等が行う診断実施数は100世帯程度以上を目安とします。

④顧客満足度の取りまとめ

「うちエコ診断」を受診した家庭に対して、診断に対する満足度調査のアンケートを実施、結果を取りまとめていただきます。アンケートの内容に関しては、環境省及び事務局の担当者と協議の上決定します。

⑤対策実施状況等の取りまとめ

「うちエコ診断」を受診した家庭に対して、診断を踏まえた対策実施状況等を尋ねる事後調査のアンケートを実施、結果を取りまとめていただきます。アンケートの内容・手法に関しては、環境省及び事務局の担当者と協議の上決定します。

⑥事業継続性等の分析

「うちエコ診断」を実施するにあたっての事業継続性等の分析を行い、課題やその対策案等を取りまとめていただきます。

⑦事業メリット等の分析

自社サービスの一環として「うちエコ診断」を実施することによるメリットや課題、その対策案等を取りまとめていただきます。

⑧今後のサービス実施計画案の作成

今回の事業を踏まえ、「うちエコ診断」を活用した自社サービス計画案を取りまとめていただきます。

【タイプ2】CO2削減可能性が高いと想定される顧客に対し、「うちエコ診断」が実施できる企業等

(1) 対象

自社のサービスや製品の販売等において、自社従業員が(2)に示すようなCO2削減の可能性が高いと想定される顧客と接する機会があり、自社従業員がその顧客に対して「うちエコ診断」を実施することにより、診断を受けた家庭のCO2削減が期待できる企業等が対象。

(2) CO2削減の可能性が高いと想定される顧客(世帯)

《CO2排出量が多い可能性がある世帯》

高所得世帯、築年数が経過しているが間取りの大きい住宅に居住する世帯、家電を多数所有している世帯、世帯人数が多い世帯

《CO2削減行動を実施する可能性が高いタイミングの世帯》

結婚、出産、転勤、引越し、子供の就職などのライフステージの転換点を迎えた世帯

(例) 警備業(特にホームセキュリティ業)、保険業、生活協同組合、農業協同組合、クレジットカード等関連業、銀行業、不動産業、引越業等を想定しますが、これに限りません。

※ これらの業種であっても、「うちエコ診断」との関連が高い業務を行っている場合には、タイプ1での申請も可とします。

(3) 事業内容

①診断員の養成、受診者の募集、診断の実施、顧客満足度の取りまとめ、対策実施状況等の取りまとめ、事業継続性等の分析

【タイプ1】の(2)-①~⑥と同様。

②診断実施上の課題分析

「うちエコ診断」の実施を通して、診断を実施する際の課題を取りまとめ、課題に対する解決策案を取りまとめていただきます。

【タイプ3】独自の家庭向けのエコ診断を実施できる企業等

(1) 対象

「うちエコ診断」と同様に、CO₂・エネルギー削減を目的とした独自の家庭向けのエコ診断を、自社サービスとして行っている、もしくは今後行う予定の企業等で、自社の家庭向けエコ診断サービスを環境省との連携事業として位置付けて実施できる企業等が対象。連携事業の条件は、後述の「4. 応募の要件」を遵守いただいた上で、下記の(2)の事業内容を実施いただくこととなります。

(2) 事業内容

①自社サービスにおける家庭向けのエコ診断の実施

自社サービスにおける家庭向けのエコ診断を実施していただきます。エコ診断実施世帯数は、各企業等における診断事業の計画・目標等に定める数としますが、今年度に約1,000件以上の診断を予定していることを目安とします。

②事業事務局が開催する研修会への参加

環境省における「うちエコ診断」を理解するために、担当の方には診断員の養成研修に出席していただきます。

(時期は平成24年6月中旬、場所は東京、大阪の2ヶ所での開催(参加状況を踏まえ判断)、期間は2日間で1日目は9時頃からの開始を予定)

③診断結果の報告

自社サービスにおける家庭向けエコ診断の実施結果を事務局に報告していただきます。なお、どのような形式・媒体で報告するかについては、事務局と調整を行います。

④顧客満足度の取りまとめ

自社サービスにおける家庭向けエコ診断を受診した家庭に対して、診断に対する満足度調査のアンケートを実施、結果を取りまとめていただきます。アンケートの内容・手法に関しては、環境省及び事務局の担当者と協議の上決定します。

4. 応募の要件

応募にあたっては次の要件をみたすこととします。

【タイプ1／タイプ2】

	区分	要件
1	事業要件	<ul style="list-style-type: none">・「3. 事業内容」で対象とした事業をすでに展開していることとする。 (当該事業にかかるウェブサイト・パンフレット等の広報物を有し、すでに営業を開始している実績を有すること。)
2	運用要件	<ul style="list-style-type: none">・うちエコ診断の趣旨を理解し、事務局が別途提示する運用フローに基づき、受診者募集～診断(事前調査を含む)～満足度調査、事後調査、および、うちエコ診断実施上の課題と事業継続性の分析までの一連の運用フローを遵守できること。・うちエコ診断受診者を確保できる方法を有すること・うちエコ診断受診者の個人情報の管理や消費者問題の対策について、事務局が別途示す方法を遵守できること・事務局が提供するうちエコ診断ソフトの管理を事務局が示す方法において遵守できること。
3	実施要件	<ul style="list-style-type: none">・「3. 事業内容」に示す事業内容が実施できること。・事業要件に規定する業種に係る事業を実施する社員から、事務局が示す「うちエコ診断員」の要件を満たす必要な人数を確保できること。・うちエコ診断員にしようとする社員を、事務局が実施する「うちエコ診断員」養成研修に受講させることが可能であること。・うちエコ診断員にしようとする社員は、うちエコ診断受診者の個人情報の管理や消費者問題の対策について事務局が示す方法について遵守できること。
4	期間要件	<ul style="list-style-type: none">・うちエコ診断を6月頃から実施し、2月末までに診断の実施が完了できるものであること。

【タイプ3】

	区分	要件
1	事業要件	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂・エネルギー削減を目的とした独自の家庭向けのエコ診断を、自社サービスの一環として行っている、もしくは今後行う予定であること。なお、自社サービスにおける家庭向けエコ診断について、以下の2点を要件とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・シミュレーションソフト等によって診断世帯の各種エネルギー使用実態を踏まえたCO₂排出総量及び内訳が示されること。またCO₂排出内訳別にCO₂削減のための対策提案が示されること。 ・シミュレーションソフト等の推計結果等の効果検証に協力すること。 ・独自の家庭向けエコ診断においては、特定の製品やサービス等を販売促進することを目的とせず、公平性のある診断ができること。 ・独自の家庭向けエコ診断を実施し、その結果に基づき対策に取り組むことで、家庭のCO₂削減に寄与するものであること。
2	運用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の家庭向けエコ診断において、受診者募集～診断(事前調査を含む)～満足度調査、および診断実施上の課題と事業継続性の分析までの一連の運用フローを実行できること。 ・独自の家庭向けエコ診断の受診者を確保できる方法を有すること。 ・独自の家庭向けエコ診断の受診者の個人情報の管理や消費者問題の対策について事務局が別途示す方法について遵守できること。 ・独自の家庭向けエコ診断の診断結果を事務局に提出できること。
3	実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「3. 事業内容」に示す事業内容が実施できること。 ・独自の家庭向けエコ診断を実施する社員は、診断受診者の個人情報の管理や消費者問題の対策について、事務局が示す方法を遵守できること。 ・うちエコ診断員を理解するため、社員を事務局が実施する「うちエコ診断員」養成研修に受講させることが可能であること。
4	期間要件	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の家庭向けエコ診断を6月頃から実施し、2月末までに診断の結果の取りまとめが完了できるものであること。

＜養成研修について＞

診断員養成研修については、2日間とし、①地球温暖化の基礎知識、②家庭からのCO2排出量、エネルギーの使用状況について、③うちエコ診断のながれ、④うちエコ診断ソフトの使い方、⑤うちエコ診断ロールプレイ実習、⑥個人情報・倫理規程、消費者問題対策⑦筆記試験、⑧診断ロールプレイ試験を実施します。

この場合、筆記試験、診断ロールプレイ試験に合格した方のみを診断員として委嘱させていただきますこととなります。

診断員研修は、6月中旬に東京、大阪で開催（参加状況を踏まえ判断）、期間は2日間
で1日目は9時頃からの開始を予定しています。いずれかの開催にご参加いただきます。

5. 事業費

本事業に係る費用は、実施する民間企業等と事務局を担う一般社団法人地球温暖化防止全国ネットとの委託契約を締結し、事業終了後、当法人が委託費として支払います。

なお、採択1件当りの事業費は、タイプ1は100万円程度、タイプ2は300万円程度、タイプ3は50万円程度を上限とし、事業費の合計は最大で2000万円程度とします。

委託費は、客観的に見て、明らかに本事業の経費だと判断できる費用が対象となります。
計上可能な経費区分は下表のとおりです。下表に記載されていない項目の計上は、原則認められません。

表 委託費の内容

費用区分	費用科目	内容
(1)人件費	①人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に際して、要する費用 ・単価表を別途提出してください ・業務日誌を作成していただきます ・本費用は本人との間で直接雇用契約がある場合に限り認められます。 ・なお、出向者は除きます。
(2)事業費	①職員旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な情報収集のための職員の旅費・交通費 ・うちエコ診断員養成研修会に参加するための職員の旅費・交通費
	②消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・単価が5万円未満のものに限る。 ・パソコン周辺機器の購入は認められない。 ・アンケート実施に際しての謝礼
	③通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施のために使用する通信費 ・事業実施のために使用する運搬費
	④印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な資料作成費 ・調査報告書の印刷費
	⑤借料及び損料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施のために必要な資材・機材・情報機器の借料(レンタル・リース) ・事業実施に必要な会議の開催に伴う会場の借り上げ費(付帯設備を含む)
	⑥賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施のために必要なアルバイト及び派遣労働者の費用 ・人件費と同様の業務日誌を作成していただきます。
	⑦雑役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・特に専門的知見を必要としない集計・発送作業等
(3)一般管理費		<ul style="list-style-type: none"> ・人件費＋事業費の15%以内

6. 応募の方法及び期限

応募要件を満たす民間企業等は、別紙に定める応募申請書に必要な事項を記入するとともに、必要な書面を添えて事務局に申し込みください。応募は、郵送又はメールによるものとし、平成 24 年 5 月 21 日午後 5 時必着とします。

7. 採択の決定について

応募のあったうちエコ診断事業試行実施民間企業は、応募申請書の内容をもとに、要件等に合致し、かつ的確に事業を履行でき、高い事業効果が得られるか等を第三者委員会で審査・選考のうえ、予算の範囲内で採択します。

採択決定後は速やかに選定された参加申し込み企業に通知し、実施にかかる具体的協議を事務局と行うものとします。

8. 提出・問い合わせ先

公募要領の内容や応募申請書の記載方法等のお問い合わせは、以下の民間試行管理事務局で随時承ります。

【民間試行管理事務局】

〒171-0033

東京都豊島区高田 2-17-22 目白中野ビル 6F

株式会社エックス都市研究所

担当：関口、長谷川、山田

TEL 03-5956-7510 FAX 03-5956-7523

電子メール：uchieco-m@exri.co.jp

【うちエコ診断総合事務局】

〒101-0053

東京都千代田区神田美土代町 9-17 神田第三中央ビル 5F

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット
(全国地球温暖化防止活動推進センター)